

これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会
最終とりまとめ（案）

平成 29 年 12 月

< 目次 >

<u>第1 検討会におけるこれまでの議論</u>	1
1 中間とりまとめ	1
2 中間とりまとめ以降の議論	2
<u>第2 「ふるさと」への想いを受け止める仕組み</u>	3
<u>第3 地域における環境を整える</u>	7
<u>第4 おわりに</u>	8
<u>構成員名簿</u>	9

第1 検討会におけるこれまでの議論

1 中間とりまとめ

本検討会では、平成28年11月以降、近年の「ふるさと」との関わりを深めようとする人々の新しい動きに着目し、「ふるさと」への想いを地域づくりに生かすための新たな移住・交流施策のあり方について検討を重ねてきた。

平成29年4月にとりまとめた「中間とりまとめ」においては、次の3つの方向性を示したところである。

(段階的な移住・交流を支援する)

都市住民の将来の地方への移住願望を実現する観点から、中長期的な視点で、段階的な移住・定住を希望する者の想いを受け止め、段階的なニーズに対応した地域との多様な交流の機会を創出することが有効である。

また、移住希望者が移住に向けた階段を一步一步登ることができるよう、ライフステージに応じた多様な交流の入り口を用意し、階段の一段一段を低く感じることができるような施策を充実させるべきである。

(「ふるさと」への想いを受け止める)

地域や地域住民との多様な関わりを持つ者である「関係人口」を地域づくりに貢献する存在として認識し、必ずしも「移住」という形でなくとも、国民の一人一人が積極的に関心を持ち、想いを寄せる地域である「ふるさと」に対する想い、貢献しようとする人々の動きを積極的に受け止め、人々と「ふるさと」とのより深い関わりを継続的に築く新たな仕組みを具体的に検討することが必要である。

(地域における環境を整える)

これからの移住・交流、「ふるさと」との関わりを深める取組を展開していくためには、「関係人口」と地域をつなぐ仕組みを整えるため、地域の中

においてコーディネート機能・プロデュース機能を発揮できる自立した中間支援機能が不可欠であり、その中心的な役割を担う人材の育成に対する支援についても併せて検討する必要がある。

「中間とりまとめ」では、「ふるさと」への想いを受け止める新たな仕組みの具体的なあり方をはじめ、施策の具体案については、本検討会において引き続き議論していくこととされた。

2 中間とりまとめ以降の議論

「中間とりまとめ」を受けて、第6回検討会においては、株式会社木楽舎ソトコト編集長の指出一正氏、徳島県佐那河内村の安富圭司氏からのヒアリングを実施した。指出氏からは、近年の若者の移住トレンドや価値観の変化のほか、島根県の「しまコトアカデミー」や広島県の「さとやま未来博」等、「関係人口」を増やす地方公共団体等の取組について紹介があった。安富氏からは、佐那河内村において実践している「ふるさと住民票」等の取組が紹介された。

第7回検討会では、ローカルジャーナリストの田中輝美氏からのヒアリングを実施した。田中氏からは、「風の人」という新しい地域との関わり方についての研究成果が紹介された。また、田口構成員から佐那河内村、山口秀樹鳥取県日野町副町長から日野町における取組の現況について、報告があった。

また、第8回検討会では、香川県三木町における取組について、資料提供があった。

これらのヒアリング等を踏まえ、「ふるさと」への想いを受け止める新たな仕組みの具体的なあり方や中間支援機能について、「最終とりまとめ」に向けた議論が進められた。

第2 「ふるさと」への想いを受け止める仕組み

(具体的な方向性)

「関係人口」が持つ、「ふるさと」の地域づくりに対して貢献したいという想いを受け止めるため、地方公共団体が「関係人口」を募集し、応募者との関わりを継続する仕組みを設けることを提言する。

具体的には、地方公共団体が、応募者に対して、地域づくり活動（景観維持活動や地域の伝統行事等）等への参加を呼びかけたり、地域活性化に係る事業等に対する意見を積極的に求めたりするほか、必要な行政サービスを提供することにより、「関係人口」を地域づくりの担い手として捉え、「ふるさと」との継続的な関わりを創出することとする。

(仕組みの継続性・安定性)

国民の「ふるさと」との関わりが多様化していることから、「ふるさと」への想いを広く受け止めるため、複数箇所へ応募できるようにすることが考えられる。

一方で、「ふるさと」の地域づくりに「関係人口」が真に貢献する仕組みとすること、過度の地域間競争を防ぐ必要があることから、当該仕組みを継続的かつ安定的にするため、応募先を1ヵ所に限定することや短期に変更できないようにすることも将来的には考える必要があるのではないかと意見もあった。

(取組の主体)

「関係人口」の想いと結びついている地域コミュニティ（地域運営組織を含む。以下同じ。）の関係施策を実施する主体としては、多くの場合、基礎自治体である市町村が想定されることから、市町村を取組の主体とする。

市町村は、応募者に対し、定期的に情報提供（地域行事、求人情報等）を行うほか、応募者が参加する地域づくり活動や住民との交流事業等の企

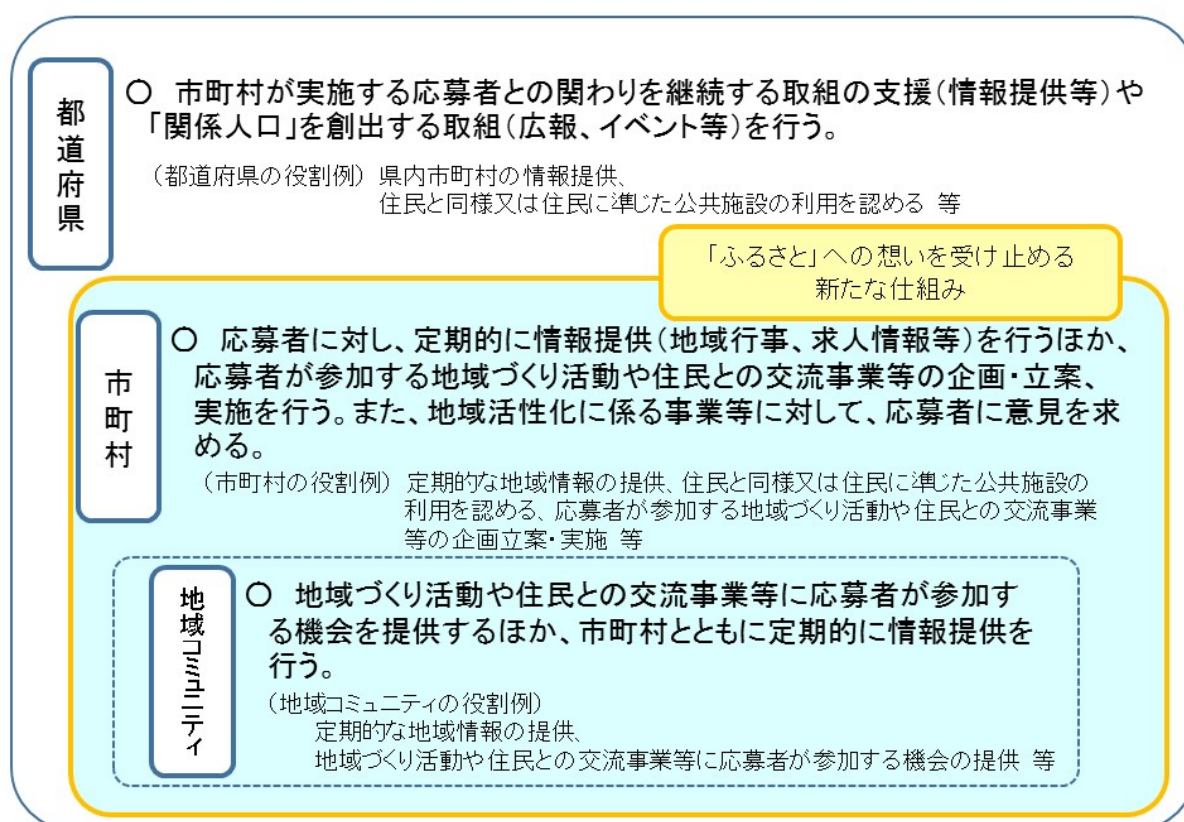
画・立案、実施を行う。また、地域活性化に係る事業等に対して、応募者に意見を求めることが考えられる。

なお、これらの取組は、定住自立圏等、市町村間の広域連携により、取り組むことも考えられる。

都道府県は、市町村が実施する応募者との関わりを継続する取組の支援（情報提供等）や「関係人口」を創出する取組（広報、イベント等）を行うことが考えられる。

また、地域コミュニティは、「関係人口」の想いと結びついていることが想定されるが、「関係人口」の募集等の事務を担うことは困難であるため、地域づくり活動や住民との交流事業等に応募者が参加する機会を提供するほか、市町村とともに定期的に情報提供を行うこと等が期待される。

【図1】「新たな仕組み」の取組の主体

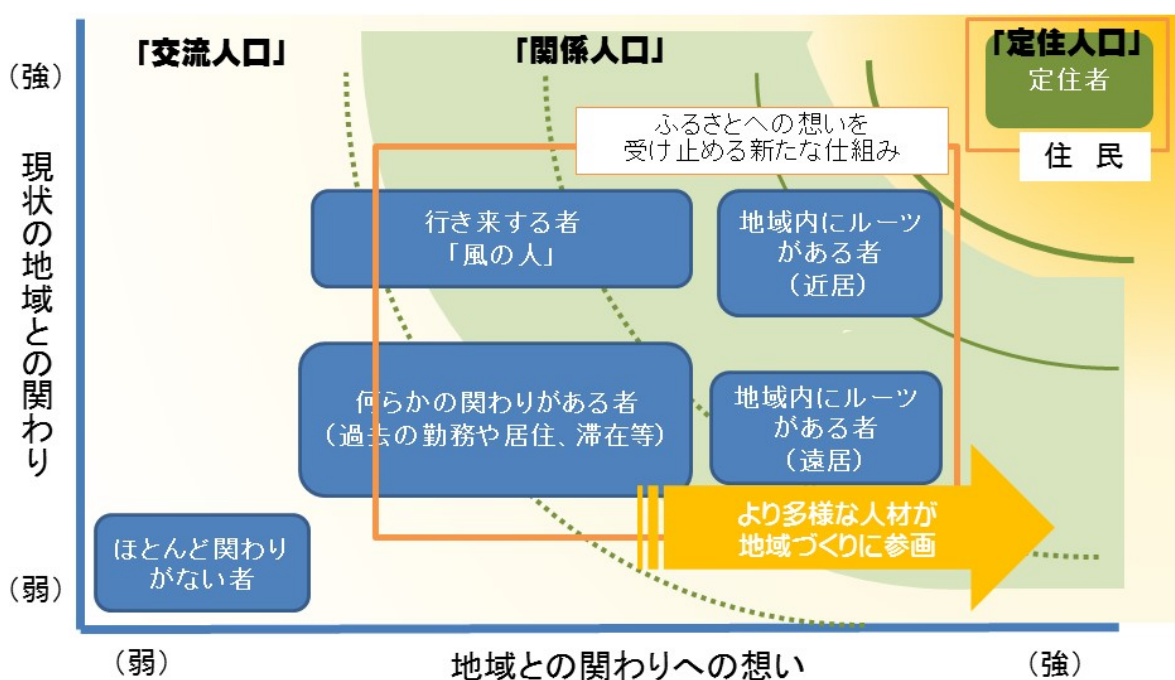


(応募者の範囲)

「ふるさと」の地域づくりに対して貢献したいという想を持つ「関係人口」としては、まず、その地域にルーツがある者として、近隣の市町村に居住する「近居の者」と遠隔の市町村に居住する「遠居の者」が存在する。また、ルーツがない者としては、過去にその地域での勤務や居住、滞在の経験等を持つ「何らかの関わりがある者」のほか、ビジネスや余暇活動、地域ボランティア等をきっかけにその地域と行き来するいわば「風の人」が存在する。

応募者としては、その地域にルーツがある者が主に想定されるが、国民の「ふるさと」との関わりが多様化していることから、応募者の範囲を限定することなく、応募者の意思にゆだねるべきであると考えられる。

【図2】「関係人口」の類型と地域との関わり



(財源)

当該仕組みに関する事業に対し必要となる財源の確保方策については、応募者から会費等を徴収することも含め、引き続き検討する必要がある。

(その他)

当該仕組みの詳細については、本検討会において紹介された取組事例等、先行実施団体の運用を参考に、引き続き検討する必要がある。

その結果を踏まえ、全国一律に導入することとするか、総務省が枠組みを示した上で地方公共団体の判断で導入することとするか、検討する必要がある。

また、「ふるさと納税」の寄附者は、「ふるさと」の地域づくりに対して貢献したいという想いを持つ「関係人口」として捉えることもできる。

例えば、北海道上士幌町では、寄附者と継続的な関わりを持つための取組として、メールマガジンで「ふるさと納税」を活用した事業の進捗状況を報告したり、東京・大阪・横浜において、寄附者向けの交流会を開催したりしているほか、寄附者のうち移住を希望する者を対象としたツアーを実施している。これらの取組により、「定住人口」の増加という効果も見られている。

これらのことから、当該仕組みと「ふるさと納税」の寄附者との関係についても、併せて、検討する必要がある。

第3 地域における環境を整える

第2で示したように、「関係人口」の想いを継続的に受け止めるためには、「関係人口」が「ふるさと」とより深く関わるプロジェクトをプロデュースしたり、「関係人口」と「ふるさと」、それぞれの想いやニーズを把握した上でコーディネートしたりする機能（中間支援機能）が存在することが重要である。

中間支援機能を担う主体としては、行政のほか、地域の民間団体やNPO等が見られるが、行政職員には人事異動があるため継続性の担保が難しく、専門的かつきめ細かな対応が難しいことから、地域の民間団体やNPO等を育成する必要があるとの指摘があった。一方で、行政以外の主体の確保が難しい小規模な市町村の場合には、市町村職員が中間支援機能を果たさざるを得ないこともあるのではないかといった意見があった。

総務省が実施する支援としては、これらのプロデュース機能やコーディネート機能を担う人材の育成プログラムの開発や研修の実施をすることが考えられる。

第4 おわりに

本検討会は、平成28年11月以降、計9回開催し、これまでの移住・交流施策の成果を検証した上で、今後の施策のあり方について、議論を重ねてきた。今回の「最終とりまとめ」では、地方公共団体が「関係人口」を募集し、応募者との関わりを継続する仕組みや中間支援機能を提言した。

しかし、当該仕組みの詳細については、国民の「ふるさと」への多様な想いを広く受け止められるものとなるよう、先行実施団体の運用を参考に、引き続き検討する必要がある。

総務省においては、平成30年度概算要求に、「地域との関わり創出事業」を盛り込んでいる。これは、「関係人口」に対して、「ふるさと」の地域づくりに関わるきっかけを提供する地方公共団体をモデル的に支援するものである。この事業等により、当該仕組みについて、更に検討を進め、発展させていくことを期待する。

構成員名簿

秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究科准教授
小田切 徳美	明治大学農学部食料環境政策学科教授 (座長)
景山 享弘	鳥取県日野町長
作野 広和	島根大学教育学部共生社会教育講座教授
勢一 智子	西南学院大学法学部教授
田口 太郎	徳島大学総合科学部准教授
丹羽 克寿	長野県企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室長
宮城 治男	NPO法人ETIC. 代表理事
山下 祐介	首都大学東京都市教養学部准教授

(敬称略、50音順)